家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市方針(案)

資料3

国基準は内閣府省令として施行される予定です。市方針案では、省令案において、従うべき基準とされたものには【従】、参酌すべき基準には《参》をつけています。市方針案は、省令案に準拠するものとしています (この基準案において「法」は児童福祉法を指します)

この基準で家庭的保育事業等(=地域型保育事業)に含まれる事業

- ・家庭的保育事業(保育者の自宅等で行う6人未満の0~2歳児対象)
- ・小規模保育事業(利用定員6人以上20人未満の小規模な保育施設で0~2歳児対象)
- ・居宅訪問型保育事業(保育を必要とする子どもの居宅で0~2歳児対象)
- ・事業所内保育(自社の従業員の子どものほか、地域にも保育を提供する)

(1) 共通事項

(1) 共进争均							
項目	基準案						
一般原則等	事業者は、事業を利用している乳幼児の人権に十分配慮するととも						
	に、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。						
	《参》						
	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者						
	及び地域社会に対し、事業者が行う事業の運営内容を適切に説明する						
	よう努めなければならない。《参》						
	事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を						
	公表するよう努めなければならない。《参》						
	事業を行う場所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)には、						
	法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設						
	けなければならない。また、構造設備は、採光、換気等利用者の保健						
	衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けら						
	れなければならない。《参》						
	事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、利用乳幼児に						
	対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、事業者等による保育の提						
	供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供						
	されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下						
	「連携施設」という。)を確保しなければならない。【従】						

事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する普段の注意と訓練を行うよう努めなければならない。《参》

職員の一般的要 件等

事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 《参》

事業に従事する職員は、常に自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

また、事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を 確保しなければならない。《参》

保健·衛生管理

事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水 については、衛生的な管理に努め、感染症や食中毒の発生、まん延の 防止など、必要な措置を講じなければならない。《参》

事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらを適切に管理しなければならない。《参》

居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健 康状態について、必要な管理を行わなければならない。

また、当該事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。《参》

事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に 規定する健康診断に準じて行わなければならない。《参》

事業所の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。《参》

健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。《参》

職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者 につき、綿密な注意を払わなければならない。《参》

調理·食事

事業者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。《参》

事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該事業所内で調理しなければならない(事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室における調理を含む。)《参》

調理は、あらかじめ作成された献立に従って、行われなければならない。《参》

事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

また、食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。《参》

次の各号に掲げる要件を満たす事業者は、利用乳幼児に対する食事の提供について、次に規定する施設(以下「搬入施設」という。)に おいて調理し、当該事業所に搬入する方法により行うことができる。

この場合でも、当該事業所に加熱、保存等の調理機能を有する設備 を備えなければならない。《参》

- ① 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

- ③ 調理業務の受託者を、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- ④ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児 の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定 めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるこ と。

搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。《参》

- ① 連携施設
- ② 当該事業所の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- ③ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場

その他の運営基準

事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等と兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。《参》

事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する 費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 《参》

職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。《参》

事業者は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。《参》

事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。《参》

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 提供する保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその 額
- ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- ⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に 当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ① その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。《参》

職員及び事業所管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講 じなければならない。《参》

事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない《参》

事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条 第 6 項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。《参》

(2) 家庭的保育事業

設備等の基準

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施する。《参》【調理のみ従】

- ① 乳幼児(法第6条の3第9項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。)の保育を行う専用の部屋を設けること。
- ② 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9 平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9 平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること
- ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの 庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。
- ⑥ 前号に掲げる庭の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上であること。
- ⑦ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難 訓練を定期的に実施すること。

職員関係

事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。《参》【調理のみ従】

- ① 調理業務の全部を委託する場合
- ② 規定に基づき搬入施設から食事を搬入する場合

家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。《参》

- ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- ② 法第 18条の 5 各号及び法第 34条の 20 第 1 項第 4 号のいずれ にも該当しない者

家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。【従】

その他

家庭的保育事業における保育時間は、一日につき 8 時間を原則と し、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭 的保育事業を行う者が定めるものとする。【従】

家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。【従】

家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を とり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努 めなければならない。《参》

※以上3項目は小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育にも準用

(3) 小規模保育事業

事業区分

小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする《参》

小規模保育事業 A型

事業所の設備の基準は次のとおりとする。《参》【調理のみ従】

- ① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児 室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ④ 満2歳以上の幼児(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。)を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む、調理設備及び便所を設けること。
- ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は幼児一人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑦ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、 次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物 は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同 条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分		ー以上設けられていること。 施設又は設備		
		1			
2 階	常用		屋内階段		
) H+ H+// FT		屋外階段		
	避難用	1	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は		
			同条第3項各号に規定する構造の屋内階段		
			待避上有効なバルコニー		
		3	建築基準法第2条第7号の2に規定する準		
			耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設		
			備		
		4	屋外階段		
3 階	常用	1	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は		
			同条第3項各号に規定する構造の屋内階段		
		2	屋外階段		
	避難用	1	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は		
			同条第3項各号に規定する構造の屋内階段		
		2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構		
			造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		
		3	屋外階段		
4 階以	常用	1	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は		
上の口			同条第3項各号に規定する構造の屋内階段		
		2	建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規		
			定する構造の屋外階段		
	避難用	1	建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は		
			同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段		
			(ただし、同条第 1 項の場合においては、		
			当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育		
			室等が設けられている階までの部分に限		
			り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外		
			気に向かって開くことの出来る窓若しくは		
			排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国		
			土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの		
			その他有効に排煙することができると認め		
			られるものに限る。)を有する付室を通じて		
			連絡することとし、かつ、同条第3項第2		
			号、第3号及び第9号を□たすものとする。)		

- 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- 二 調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第 2 条 第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
 - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、 かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措 置が講じられていること。
- ホ 事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材 料でしていること。
- へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報 する設備が設けられていること。
- チ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が 施されていること。

(※小規模 B・小規模型事業所内保育事業にも準用)

保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理 業務の全部を委託する事業所又は規定に基づき搬入施設から食事を 搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。《参》 【調理のみ従】

保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数に1を加えた数以上とする。【従】

保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は 看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- ① 乳児おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人(法 第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限 る。)
- ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき一人

小規模保育事業 B型

事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は規定に基づき搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。《参》【調理のみ従】

保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数に1を加えた数以上とする。【従】

保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は 看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- ①乳児おおむね3人につき1人
- ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)
- ④満4歳以上の児童おおむね30人につき一人

小規模保育事業 C型

事業所の設備の基準は次のとおりとする。《参》【調理のみ従】

- ① 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ④ 満2歳以上の幼児(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。)を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む、調理設備及び便所を設けること。

- ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき 3.3 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は幼児一人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑦ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業A型の施設又は設備の表各号に掲げる要件に該当するものであること。

事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は規定に基づき搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。《参》【調理のみ従】

家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 3 人とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。【従】

利用定員を6人以上10人以下とする。【従】

(4) 居宅訪問型保育事業

事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。【従】

- ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると 認められる乳幼児(法第6条の3第11項第2号の規定に基づ き保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受 け入れる場合にあっては、当該児童を含む。)に対する保育
- ② 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定 (教育・保育施設・地域型保育事業の利用定員の減少等) によ る便宜の提供に対応するために行う保育
- ③ 法第 24 条第 6 項に規定する措置(教育・保育施設・地域型保育事業の利用に関する市町村のあっせん等)に対応するために行う保育
- ④ 母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

事業者は、当該事業を行う事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。《参》

居宅訪問型保育事業において家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。【従】

事業者は、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ適切な専門的な 支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障 害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)等、市 が指定する施設を適切に確保しなければならない。【従】

(5) 事業所内保育事業

事業所内保育事業を行う者は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。 【従】

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2 人
8人以上10人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上 70 人以下	20 人
71 人以上	20 人

保育所型事業所 内保育事業

事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

【従】

- ①乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。
- ②乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- ③ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- ④乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき 保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け 入れる場合にあっては、当該児童を含む。)を入所させる保育所 型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(事 業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室 及び便所を設けること。
- ⑤保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- ⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- ⑦保育室等を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、 同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる 施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備			
2 階	常用	1 屋内階段			
		2 屋外階段			
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は			
		同条第3項各号に規定する構造の屋内階段			
		2 待避上有効なバルコニー			
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準			
		耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設			
		備			
		4 屋外階段			

3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は
		同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は
		同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構
		造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4 階以	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は
上の階		同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規
		定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は
		同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段
		(ただし、同条第 1 項の場合においては、
		当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育
		室等が設けられている階までの部分に限
		り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外
		気に向かって開くことの出来る窓若しくは
		排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国
		土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの
		その他有効に排煙することができると認め
		られるものに限る。)を有する付室を通じて
		連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2
		号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構
		造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規
		定する構造の屋外階段
ハ゠	に掲げる	施設及び設備が避難上有効か位置に設けられ、か

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、か つ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メート ル以下となるように設けられていること。
- 二 事業所の調理室以外の部分と調理設備の部分が建築基準法 第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準 法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され ていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の 風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する 部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材 料でしていること。
- へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報 する設備が設けられていること。
- チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は規定に基づき搬入施設 から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができ る。《参》【調理のみ従】

保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数 の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2人を下回ることはできない。【従】

- ①乳児おおむね3人につき1人
- ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人
- ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人

小規模型事業所内保育事業

事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。《参》

保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。《参》

- ① 乳児おおむね3人につき1人
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人
- ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人

保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は 看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。《参》

(5) 経過措置

現在、自園で調理を行っていない場合については、施行の日から 5 年を経過するまでの間は、食事の提供や調理員の配置の規定について 適用しないことができる。【従】

連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行の日から5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。【従】

小規模保育事業 C 型にあっては、施行の日から 5 年を経過するまでの間、その利用定員を 6 人以上 15 人以下とすることができる。【従】